

重要事項説明書（訪問入浴）

介護給付 / 予防給付

1 指定訪問入浴介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 Life-エイド
代表者氏名	代表社員 谷本 有紀洋
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県丸亀市川西町北2102-1 電話番号 0877-83-3232 FAX 050-3094-9855
法人設立年月日	令和5年5月16日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の概要・相談・苦情等の連絡先

事業所名称	Life-エイド
介護保険指定 事業所番号	3770202079 (令和6年10月1日指定)
事業所所在地	香川県丸亀市川西町北2102-1
管理者	谷本 有紀洋
虐待防止責任者	谷本 有紀洋
連絡先 相談窓口担当者	電話 0877-83-3232 FAX050-3094-9855 相談窓口担当者 千葉 愛美子
事業所の通常の 事業の実施地域	丸亀市・善通寺市・坂出市・綾歌郡・仲多度郡多度津町 (島しょ部を除く)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とします
運営の方針	① ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、専用車両を用いて居宅における入浴の援助を行います。 ② ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場にたったサービス提供に努めます。 ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、12月31日～1月2日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前8時15分～午後5時45分

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
(看護師・准看護師) 看護職員	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護のサービスを提供します。 2 入浴前後の利用者の心身の状況の把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定など）を行います。	1名以上
介護職員	1 居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護のサービスを提供します。	1名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名
サービスの提供の責任者	1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とします。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
入浴の援助	居宅における入浴の援助を行い、ご利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(2) 看護職員及び介護職員の禁止行為

看護職員及び介護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行うバイタルチェック等を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑥ その他ご利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
 (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供区分	提供内容	介護報酬額	利用者負担額		
			1割	2割	3割
全身入浴を実施した場合	看護師又は准看護師1名及び介護職員2名で実施した場合	1,266 単位	1,266 円	2,532 円	3,798 円
	介護職員3名で実施した場合	1203 単位	1,203 円	2,406 円	3,609 円
	介護予防訪問入浴介護	856 単位	856 円	1,712 円	2,568 円
全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合	看護師又は准看護師1名及び介護職員2名で実施した場合	1,139 単位	1,139 円	2,278 円	3,417 円
	介護職員3名で実施した場合	1,083 単位	1,083 円	2,166 円	3,249 円
	介護予防訪問入浴	770 単位	770 円	1,540 円	2,310 円

該当	加算	介護報酬額	利用者負担額	算定回数等
○	初回加算	200 単位	1割：200 円 2割：400 円 3割：600 円	初回月のみ
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の1割又は2割又は3割	1回当たり
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	44 単位	1割：44 円 2割：88 円 3割：132 円	1回当たり
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	36 単位	1割：36 円 2割：72 円 3割：108 円	1回当たり
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	12 単位	1割：12 円 2割：24 円 3割：36 円	1回当たり
	看取り連携体制加算	64 単位	1割：64 円 2割：128 円 3割：192 円	1回当たり
○	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 94/1000	左記の1割又は2割又は3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）

- ※ 介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、**その他 10.00 円** となります。
- ※ 主治医の意見を確かしたうえで、入浴によりご利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員によりサービス提供を実施したとき（介護職員3名）は、利用料等は95/100となります。
- ※ 訪問時のご利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該ご利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施したときは、利用料等は70/

100 となります。

- ※ 初回加算は、新規ご利用者宅を訪問し、サービス利用に関する調整を行ったうえで初回のサービスを行った場合に算定します。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住しているご利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問入浴介護を行った場合に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た訪問入浴介護事業所が、ご利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合に算定します。
- ※ 看取り連携体制加算は、看取り期のご利用者に対して、病院、訪問看護ステーション等との連携体制を確保し、看取り期における対応の方針を定め、ご利用者又はご家族の同意を得てサービス提供を行った場合に算定します。（お亡くなりの日以前の 30 日以下に限る）
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	ご利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 通常の事業実施地域を超えた地点から 1km あたり 50 円（税込）	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日窓口営業時間内に連絡の場合	キャンセル料は不要です
	サービス利用 2 時間以内ご連絡の場合	一律 300 円
	訪問時までにご連絡のない場合	一律 500 円
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用	運営規程の定めに基づき、実費を請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月中旬頃にお渡しします。</p> <p>ウ お支払い方法は原則として口座振替の方法により、指定する期日（毎月 26 日）金融機関が休日の場合は翌営業日にお支払いいただきます。</p>
--------------------------------------	---

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。また、サービス提供にあたり、ご利用者連絡先、連絡相談の窓口となられるご家族の方の連絡先を確認させていただきます。緊急時の連絡先として、主治医を確認するなど、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めます。
- (2) ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援がご利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 看護職員、介護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、ご利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	谷本 有紀洋
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護しているご家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとしします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を</p>
--------------------------	---

	保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当事業所における協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

ご利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し、再発防止策を講じます。

また、ご利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
保障の概要	身体障害・財物損壊共通 1億円

11 身分証携行義務

看護職員、介護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者のご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問入浴介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を

通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問入浴介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定訪問入浴介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時にご利用者の確認を受けることとします。またご利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問入浴介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問入浴介護の用に供する浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、定期的に感染症の予防及びまん延防止検討委員会の開催、職員に対する研修・訓練を実施します。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問入浴介護サービスに関する相談、苦情および要望（以下「苦情等」）については

下記の相談の窓口にて対応いたします。苦情等については、真摯に受け止め、誠意をもって問題解決に臨み、対応内容はこれを記録及び保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めます。

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 法人お客様苦情相談受付窓口	(所在地) 丸亀市川西町北 2102-1 (電話番号) 0877-83-3232 (ファックス番号) 050-9034-9855 (受付時間) 平日午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分まで (受付窓口担当者) 千葉 愛美子
----------------------------------	---

	(苦情解決責任者) 谷本 有紀洋
【市町村（保険者）の窓口】 丸亀市健康福祉部高齢者支援課	(電話番号) 0877-24-8807 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
善通寺市健康福祉部高齢者課	(電話番号) 0877-63-6331 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
坂出市健康福祉部かいご課	(電話番号) 0877-44-5090 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
多度津町保健福祉課介護保険係	(電話番号) 0877-33-4488 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
宇多津町保健福祉課介護保険係	(電話番号) 0877-49-8003 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
琴平町福祉課高齢者福祉担当	(電話番号) 0877-75-6706 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
綾川町高齢者福祉課	(電話番号) 087-876-1113 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで
【公的団体の窓口】 香川県国民健康保険団体連合会	(電話番号) 087-822-7453 (受付時間) 午前8:30～午後5:15まで

18 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者へのサービス提供を継続的に行うため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員に対してこの計画を周知するとともに、定期的に研修・訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 利用にあたっての注意事項

- (1) サービス利用時にご利用者の居宅にて使用する水道、電気、ガス等の費用はご利用者のご負担となります。
- (2) ご利用者及びご家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるよう、以下の行為については禁止とさせていただきます。
 - ・事業所の職員に対して行う暴言・暴力・誹謗中傷、不当な要求等を行う迷惑行為
 - ・セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) 事業所によるご利用者の金銭・貴重品等の管理は行いません。高額な現金や貴重品は、ご利用者またはご家族にて保管いただきますようお願いいたします。また職員に対する金品等の心付けは固くお断りします。
- (4) 大切なペットを守るため、また職員が安全にサービスを行うためにも、サービス利用時は、ペットをリードでつなぐ、ケージに入れるなど、サービス提供に支障がないようご配慮願います。
- (5) ゴム手袋等の介護サービスに必要な消耗品は、ご利用者様のご負担となります。またシャンプーやボディソープ等のご利用者様が使い慣れているものを利用させていただ

きます。

20 提供する第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ ④無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

会社は、お客様とのサービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	香川県丸亀市川西町北 2102-1
	法人名	合同会社 Life-エイド
	代表者名	代表社員 谷本 有紀洋
	事業所名	Life-エイド
	説明者氏名	谷本 有紀洋 印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	